

広島市立中央図書館カフェ運営事業者募集に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和8年1月15日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 目的

エールエールA館移転後の広島市立中央図書館内において、飲食サービスを提供し、誰もが読書を楽しめる場の提供を目的として、広島市立中央図書館内にカフェを出店する事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

2 カフェの概要

(1) 所在地

広島市南区松原町9番1号

(2) 設置場所

エールエールA館10階 広島市立中央図書館内

(3) 面積

84.03m²

(4) 使用方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可とする。

(5) 使用許可期間

ア 使用許可期間は1年間とする。ただし、年度の途中に使用を開始する場合は、許可日から当該年度の3月31日までの期間とする。

次年度以降は、許可内容・条件等に違反等がない場合に限り、事業者からの申出により、1年単位で更新できるものとするが、更新は3回までとする。

なお、この期間には、開設に伴う工事、開店準備、また閉店に伴う原状回復等に要する期間も含むものとする。

イ 使用許可期間満了前であっても、本市の都合により使用許可の取消しを行うことがある。使用許可の取消しを行う場合は、その6か月前までに書面により通知する。

ウ 使用許可期間満了前であっても、事業者の都合または使用許可期間満了により退去しようとするときは、その6か月前までに書面により、本市に申し出なければならない。

(6) 営業日及び営業時間

ア 営業日

広島市立中央図書館の開館日と同一とする。

※ 原則、休館日（毎月の第2月曜日、12月29日から翌年1月4日まで、図書整理日及び特別整理期間）のほか、施設のメンテナンス等に伴い臨時的に休館する場合はそれに準ずる。

イ 営業時間

午前10時から午後5時までは必ず営業を行うこととし、その他の時間帯については、広島市立中央図書館の開館時間（月曜日から金曜日までは午後9時まで、土曜日、日曜日、祝日及

び8月6日は午後6時まで)の範囲内で提案すること。

※ 出店後に営業時間を見直すことも可能とするが、変更に当たっては、事前に本市の承認を得る必要がある。

ウ その他詳細は、「広島市立中央図書館カフェ運営事業者に係る条件等」による。

(7) 使用料

月額102,856円(税抜)(令和7年度は使用許可した日からの日割りで算定する。)

支払いは本市が発行する納入通知書により、指定する期日までに当該年度分を一括して支払うこと。

なお、使用許可期間の更新の際には、固定資産税の評価替え等に伴い、使用料が変更となる可能性がある。

(8) その他の詳細は広島市立中央図書館カフェ運営事業者募集要項(以下「募集要項」という。)による。

(9) 担当部署

広島市役所市民局生涯学習課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎2階

電話: 082-504-2495

FAX: 082-504-2066

メールアドレス: gakushuu@city.hiroshima.lg.jp

3 参加資格条件

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び広島市契約規則(昭和39年広島市規則第28号)第2条の規定に該当しないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、または暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (4) 飲食店の運営実績を3年以上有すること。
- (5) 令和7年4月1日時点で、過去3年間の営業販売に関して所管行政庁から食品衛生法または各都道府県が定める条例の規定に基づき、営業許可の取消、営業の禁止または営業の停止の行政处分を受けていないこと。

4 応募関係書類の入手方法

広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)の総合トップページから「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度 プロポーザル・コンペ案件」→「【公募型プロポーザル】広島市立中央図書館カフェ運営事業者募集」からダウンロードすること。

ただし、図面等については、次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和8年2月6日(金)までの日(土日祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所

前記2(9)の担当部署

(3) 交付方法

P D F データを交付するため、事前連絡の上、3 2 M B 以上空き容量のあるU S B メモリーを持参すること。なお、企画提案書一式または辞退届提出後、若しくは応募申込書一式を提出しない場合、直ちに交付したP D F データは削除すること。

5 応募申込書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和8年1月23日（金）まで

(2) 提出方法

応募申込書一式を持参（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）または郵送（書留・簡易書留及び特定記録郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(3) 提出先

前記2(9)の担当部署

6 質疑及びその回答

(1) 受付期間

公示日から令和8年1月28日（水）午後5時15分まで

(2) 提出方法

所定の様式を電子メールまたは持参により提出すること。

(3) 提出先

前記2(9)の担当部署

(4) 回答方法

広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) の総合トップページから「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度 プロポーザル・コンペ案件」→【公募型プロポーザル】広島市立中央図書館カフェ運営事業者募集」に、令和8年1月30日（金）までを目途に掲載する。

7 現地確認

応募に当たり、現地確認の希望がある場合は、令和8年1月26日（月）午後から28日（水）に現地確認の時間を設ける。応募申込書一式を提出時に、参加希望者は希望日時を申し出ること。開始時間は調整後、本市から改めて応募者へ連絡する（現地確認への参加は任意であり、応募の条件ではない。）。

また、広島市立中央図書館は開館準備中であり、安全確保のため現地確認は職員の指示に従うこと。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和8年2月6日（金）まで

(2) 提出方法

企画提案書一式を持参（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）または郵送（書留・簡易書留及び特定記録郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(3) 提出先

前記2(9)の担当部署

9 審査及び事業者選定

(1) 審査体制

広島市立中央図書館カフェ運営事業者プロポーザル審査委員会で審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

(2) 審査方法

募集要項による。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに応募者全員に書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果の通知後速やかに、企画提案者全員の商号または名称、評価結果及び最優秀提案者について広島市ホームページで公表する。

11 応募者の失格

(1) 募集期間内に必要な書類を全て提出しなかった場合

(2) 応募に必要な資格を有しない者が応募した場合

(3) その他、詳細は募集要項による。

12 その他

(1) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、計量単位は特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(2) その他、詳細は募集要項による。